

■自動払出預入規定

1 自動払出預入の取扱い

自動払出預入は、一般口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。）以外のものをいいます。以下同じとします。）の加入者が、現金払の払出金を当該加入者が指定する受取人の通常貯金の預入金に振り替えてする払出し及び預入の取扱いです。

2 取扱店の範囲

自動払出預入は、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）のほか当行の事務センターにおいても取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

3 自動払出預入

(1) 自動払出預入の請求は、次により取り扱います。

- ① 自動払出預入を請求しようとするときは、当行所定の払出書に払出金額その他必要事項を正確に記入し、記名押印（又は署名）のうえ、加入者払出店（加入者が自己の一般口座から払出しをするためにあらかじめ指定した一の当行所定の本支店等をいいます。③及び第6条第1項において同じとします。）に提出してください。
- ② 1回当たりの請求件数は、当行が認めた場合を除き、100件以上とします。
- ③ 当行から承認を受けているときは、加入者は、自動払出預入の請求の内容を記録した当行所定の記録媒体に、払出金額の合計額その他必要事項を記入し、記名押印（又は署名）をした書類を添えて加入者払出店に提出し又は当行の指定するところにより電信により通知するとともに必要書類を当行所定の事務センターに提出して行うことができます。
- ④ 当行は、払出書に記載された事項、当行所定の記録媒体に記録された事項又は電信により通知された事項を自動払出預入の請求内容として取り扱います。

(2) 前項の請求内容について払出書の記載内容の不備、当行所定の記録媒体の記録内容の不備又は電信により通知された内容の不備があったとしてもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（第6条第4項及び第9条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。

4 自動払出預入の成立等

(1) 自動払出預入は、当行が自動払出預入の請求を承諾した時に成立するものとします。ただし、一般口座から払出金及び当行所定の料金に相当する預り金を払い出すことができなかったとき又は払出金を通常貯金に預入することができなかったときは、その自動払出預入の請求は、初めからなかったものとして取り扱い、払出書を加入者に返付します。

(2) 自動払出預入が成立したときは、当行所定の受付票又は当行所定の受払いに関する通知票を送付しますので、自動払出預入の内容を確認してください。この受付票又は受払いに関する通知票は、自動払出預入の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

5 自動払出預入の内容の通知

自動払出預入の請求を受け付けたときは、当行は、その自動払出預入の請求内容を、当行所定の方法により当行の事務センターに通知します。

6 自動払出預入の請求の取消し

(1) 自動払出預入の請求の取消しをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の本支店等又は当行所定の事務センターに提出し、かつ、加入者払出店に提出する場合を除き、受付票その他の当行所定の書類を提出してください。

(2) 自動払出預入の内容が当行所定の本支店等から当行の事務センターに通知されている場合にあつては、当行所定の本支店等から当行の事務センターに取消しの内容を通知します。

(3) 当行の事務センターが自動払出預入の内容を受信した後であるときは、取消しができないことがあります。この場合には、その旨を加入者に通知しますので、預金者との間で協議してください。

(4) 第1項の取消しについては、提出された受付票その他の当行所定の書類について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうへは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。

7 払出金の戻入れ

自動払出預入を請求した加入者の指定した払出金を預入すべき通常貯金がないとき又は自動払出預入の請求の取消しにより戻し入れるべき払出金があるときは、当該加入者の一般口座に戻し入れます。

8 料金

(1) 自動払出預入については、当行所定の自動払出預入の料金を加入者の一般口座の預り金から控除することによりいただきます。

(2) 自動払出預入の請求の取消しにおいて、払い出した預り金を既に通常貯金に預入した後であるときは、取消しができた場合に限り、当行所定の取消料金を加入者の一般口座の預り金から控除することによりいただきます。この場合、前項の自動払出預入の料金は返却しません。

9 印鑑照合

自動払出預入に関する手続に使用された書類の印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、

それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。

10 規定の適用

自動払出預入には、この規定のほか、「振替貯金口座規定」が適用されます。

11 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等及び日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 4 日から実施します。